

スタートアップとの事業連携に関する指針（案）に対する意見

一般社団法人新経済連盟

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-2-8 虎ノ門琴平タワー5階

050-5835-0770

要旨

- コロナ禍において DX 加速させていくなか、日本経済の成長の原動力としてスタートアップの活躍は決定的に重要。スタートアップ支援の総合的な政策パッケージの一環として、国としてもオープンイノベーションを側面支援していくことには相応の意義。
- その際、本ガイドラインを含め、過度な介入により却って健全なオープンイノベーションのエコシステムの発展を阻害するようなことのないような政策の立案・運用が必要。
- この点、独禁法、特に優越的地位の濫用の適用にあたっては、個別の事案ごとの実態把握が重要になるのはもちろんだが、ガイドラインについても、過度な介入を想起させ、オープンイノベーションの機運が却って低下しないよう、実態調査報告書にある大企業・出資者・経済団体の意見も併記するなど、多面的な実態把握を踏まえた丁寧な記載があってもよいのではないかと。

1. 総論 -オープンイノベーション推進と国の役割-

- コロナ禍において DX 加速させていくなか、日本経済の成長の原動力としてスタートアップの活躍は決定的に重要である。スタートアップが活躍できる環境整備していくため、国としても規制改革・オープンデータ整備・公共調達改革、などスタートアップ支援の総合的な政策パッケージの推進が必要である。オープンイノベーションの推進もその観点で重要と言える。
- オープンイノベーションについては、コロナ禍の中、大企業においても DX 推進とそのためのスタートアップとの協業の必要性が一層認識されたところ。一方、まだ取り組みが十分に深化していないところも多く、企業文化や人事制度の問題などから様々な課

題も生じている。

- 我が国のオープンイノベーションはまだ発展途上にあり、各企業でこうした試行錯誤を積極的に繰り返していくことが重要である。一部の企業ではスタートアップコミュニティとの間で持続的なエコシステムを形成しており、そうしたベストプラクティスが広く共有されることなどを通じて、我が国のオープンイノベーションも成熟していくものと認識している。
- そのような状況下、モデル契約の活用等により国としてもオープンイノベーションを側面支援していくことには相応の意義があると言える。その上で、オープンイノベーションはあくまでも民間企業同士の自発的な協業であることから、本ガイドラインを含め、過度な介入により却って健全なオープンイノベーションのエコシステムの発展を阻害するようなことのないような政策の立案・運用が必要である。

2. オープンイノベーションと独禁法の適用

(1) 独禁法の適用

- 本ガイドラインはこれからオープンイノベーションを進めようという企業、特に法務機能がまだ整っていないスタートアップが参照する上で大変参考となるものだが、スタートアップを「保護」するための過度な介入を想起させるようだと、大企業・出資者を委縮させてしまい、上述の通り、却ってイノベーションを阻害することも懸念される。
- すなわち、オープンイノベーションでは、スタートアップが技術・サービス、大企業が資金・営業網など、両者が優位性を持つ経営資源を提供し合うというものであり、その経営資源の希少性等に応じて様々な関係性があり得る。また、オープンイノベーションには様々な形があり、各企業でも試行錯誤がなされているところ、一律に類型化することが馴染みにくい点もあるものと思われる。
- 独禁法の適用にあたっては、こうした点を踏まえながら、慎重に問題の所在や対応のあり方を考える必要がある。個別の事案ごとの実態把握が重要になるのはもちろんだが、ガイドラインについても、過度な介入を想起させ、オープンイノベーションの機運が却って低下しないよう、丁寧な記載が必要と思われる。

(2) アンケート調査を踏まえたガイドラインの記載

- 実際、公正取引委員会が行ったスタートアップ向けのアンケート調査を見る限りでは、全体としては健全なオープンイノベーションのエコシステムが形成されてきているよ

うにも見受けられる。

- まず、アンケート調査では 83.3%のスタートアップは納得できない行為を受けた経験がないと答えている。また、納得できない行為を受けた経験があると答えた 16.7%のスタートアップについて、納得できない行為を受け入れた理由として「取引への影響を示唆されたわけではないが、今後の取引への影響があると自社で判断（46%）」、「取引先は市場における有力な企業であり、取引を行うことで社会的な信用を得られるなど、総合的にメリットが大きいと判断（27%）」が挙げられており、自主的な判断の要素も相応にあることが伺える。
- 「スタートアップとの取引慣行に関する実態調査報告書」では、そうした全体感を踏まえて、実態把握にあたっては、スタートアップの意見だけでなく、大企業・出資者・経済団体の意見も取り上げられていたものと理解している。
- この点、本ガイドライン（案）でも、問題の所在について、①スタートアップ側の法的リテラシーの不足、②オープンイノベーションに関するリテラシーの不足、③対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在、の3つの観点から整理を図っているのは、上記の問題意識にも沿ったものと考えられる。
- 一方、ガイドラインの設例において、実態調査報告書からスタートアップ側の意見のみが抜粋されているのは、上記の3つの問題の所在のうち、独禁法で対処すべき問題として③が強調されているようにも捉えられる。実態調査報告書で取り上げられているような大企業・出資者・経済団体の意見も併記するなど、多面的な実態把握を踏まえた丁寧な記載があってもよいのではないか。

以 上